

株式事務担当責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

「決算取締役会決議通知書」等の提出の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、決算発表をはじめとして重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当取引所では、上場会社各社の決算期ごとに上場管理（例えば、株式分布状況や監査意見等、上場廃止基準に抵触しているかどうかの確認等）を行う上で必要な各種書類等につきまして適時開示規則に基づきご提出をお願いしております。

つきましては、下記書類を、当取引所自主規制グループ（上場監理担当）までご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、「株主への発送書類」の提出の取扱い、E D I N E Tにより「有価証券報告書」を提出した場合の取扱い等につきましても併せてご案内申し上げます。

なお、本通知文の内容につきましては、貴社内関係各位に対しましてもご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

・「決算取締役会決議通知書」・・・（提出期限：決議後直ちに）

上場会社通信より「決算取締役会決議通知書」をダウンロードし所定の事項をご記入の上、上場会社通信または郵送によりご提出をお願いいたします。

郵送時のみ押印願います。

・「株式の分布状況表」・・・（提出期限：期末から2ヶ月以内で判明後遅滞なく）

上場会社通信より「株式の分布状況表（様式1）」をダウンロードし所定の事項をご記入の上、上場会社通信または郵送によりご提出をお願いいたします。

様式1は「上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準」又は「株券上場廃止基準」に基づく株式の分布状況の審査上その概算を確認するものです。当該資料により少数特定者持株比率又は株主数が上場廃止基準等に該当していると認められる場合のみ様式2をご提出願います。

．「株主宛発送書類」・・・（提出期限：株主宛発送日前）

以下の書類を上場会社通信または郵送によりご提出をお願いいたします。

提出書類	備考
株主総会招集通知書	
株主総会決議通知書	EDINET提出ファイル内に格納していない場合のみ提出
報告書＜事業報告書等＞	作成している場合のみ提出
アニュアルレポート＜英文＞	作成している場合のみ提出
中間配当決議通知書	株主宛に発送する場合のみ提出
中間報告書＜中間事業報告書＞	作成している場合のみ提出

．「定款」・・・（提出期限：作成後遅滞なく）

定款に変更が生じた場合、改訂後の定款を上場会社通信よりご提出をお願いいたします。
（なお、本年２月を目途に定款の提出方法を「上場会社通信」から「T D n e t」に変更する予定です。変更時期等については、後日ご連絡いたします。）

EDINET提出ファイルに格納している場合でも提出が必要となっております。

提出方法は上場会社通信からのアップロードのみとし郵送による書面での提出は不可・不要です。

従前と取扱いが異なっておりますのでご注意下さい。

．「株式取扱規則」・・・（提出期限：作成後遅滞なく）

株式取扱規則に変更が生じた場合、改訂後の株式取扱規則を上場会社通信または郵送によりご提出をお願いいたします。

書面で提出される場合は原本証明付をお願いいたします。

．「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」・・・（提出期限：変更後遅滞なく）

コーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下報告書）に変更が生じた場合、更新手続き（前回入力した報告書作成支援ツール（Excel形式）の変更部分のみを上書き）を実施し、上場会社通信よりご提出をお願いいたします。（なお、本年２月を目途に報告書の提出方法を「上場会社通信」から「T D n e t」に変更する予定です。変更時期等については、後日ご連絡いたします。）

提出書類	備考
報告書作成支援ツール（Excel形式）	上場通信からは一度に２つのファイルを送信できませんので、２回にわけてご提出下さい。
C G 報告書（PDF形式）	

・「変更上場申請書」等の提出・・・（提出期限：権利行使開始日の3週間前まで）

新株予約権を発行している場合、上場会社通信より必要な様式をダウンロードし所定の事項をご記入の上、上場会社通信または郵送によりご提出をお願いいたします。

提出書類
新株予約権の権利行使に際して、 (1)新株式を発行する場合：「変更上場申請書（新株予約権行使分）」 (2)全て保有する自己株式を移転する場合：「新株予約権の権利行使に関する通知書」

当初、「新株予約権の権利行使に関する通知書」をご提出いただいている場合において、新株式発行に変更される場合には、変更の3週間前までに「変更上場申請書（新株予約権行使分）」をご提出ください。（万が一ご提出が遅れますと、権利行使により発行された新株式の売買が行えなくなりますのでご注意ください。）

・「有価証券報告書」等の提出の取扱い

ＥＤＩＮＥＴにより有価証券報告書を提出される場合、有価証券報告書の写し（添付書類を含む）の当取引所への提出は必要ありません。

<参考> ＥＤＩＮＥＴにより提出された法定開示書類の写しの提出について

証券取引法に基づいて作成しその写しをご提出いただく各種の書類（例えば、有価証券報告書）について、法令の定める開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を通じて提出している場合には、一部を除き、原則書面によりその写しをご提出いただく必要はありません。なお、詳細は以下のとおりとなっております。

提出書類名	EDINET提出の場合	書面で財務局に提出した場合
有価証券報告書	別途提出の必要はありません。 （ファイルのご提出も不要です。）	正本１部、副本１部
半期報告書	〃	正本１部、副本１部
臨時報告書	〃	正本１部
有価証券届出書	〃	１部（添付書類を含む）（訂正届出書を含む）
発行登録書	〃	１部（訂正発行登録書を含む）
発行登録追補書類	〃	１部（添付書類を含む）
発行登録取下届出書	〃	１部
自己株券買付状況報告書	〃	正本１部（訂正自己株券買付状況報告書を含む）

公開買付届出書	〃	正本 1 部（訂正届出書を含む）
意見表明報告書	〃	正本 1 部（訂正報告書を含む）
公開買付報告書	〃	正本 1 部（訂正報告書を含む）
公開買付撤回届出書	〃	正本 1 部（訂正届出書を含む）
有価証券通知書	ファイル(1)若しくは書面での提出をお願いいたします。	1 部（変更通知書を含む）
発行登録通知書	ファイル(1)若しくは書面での提出をお願いいたします。	1 部（添付書類を含む）

（ 1）目論見書も同時にご作成の場合には、目論見書は書面でご提出ください。

・ 有価証券報告書等の適正性に関する確認書及び適時開示に係る宣誓書の提出について

1．有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出について

有価証券報告書及び半期報告書の適正性に関する確認書のご提出につきましては、有価証券報告書及び半期報告書に法令上の確認書を添付した場合は、当該確認書（写し）、有価証券報告書及び半期報告書に法令上の確認書を添付していない場合は、作成いただいた書面のご提出をお願いいたします。

なお、いずれの場合も所定の提出票を添付していただきますようお願いいたします。

（ 1）提出書類

上場会社通信より様式をダウンロードし所定の提出票を添付願います。

有価証券報告書等法令上の確認書を添付した場合

- ・ 確認書の写し < 2 部 >

（うち 1 部は代表者による原本証明付でご提出ください。）

有価証券報告書等法令上の確認書を添付していない場合

- ・ 有価証券報告書等の適正性に関する確認書
< 原本 1 部及びその写し 1 部 >

（ 2）提出時期

有価証券報告書等を内閣総理大臣（権限委任を受けた各所管の財務局）に提出した後、遅滞なく（概ね 2 週間以内に）

（ 3）提出方法

郵送等による提出（自主規制グループ 上場監理担当宛にご送付ください。）
ご来所いただいたの提出

いずれかの提出方法によりご提出をお願いいたします。

2. 宣誓書の提出について

適時開示に係る宣誓書につきましては、代表者（宣誓書に署名を行った代表者）の変更があった場合、過去5年間に於いて宣誓書を提出されていない場合（前回提出時から5年が経過した場合）には宣誓書及び適時開示体制概要書のご提出をお願いいたします。

なお、いずれの場合も所定の提出票を添付していただきますようお願いいたします。

（1）提出書類

上場会社通信より様式をダウンロードし所定の提出票を添付願います。

a. 宣誓書

- ・当取引所所定の宣誓書（原本1部及びその写し1部）

b. 適時開示体制概要書

- ・会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面
（原本1部及びその写し1部）

この適時開示体制概要書は、宣誓書における「適時開示体制概要書に記載した社内体制の充実に努める」旨の記載を受けて、宣誓内容の一部を構成するものです。宣誓を行なう前提となる会社情報の適時開示に係る社内体制の状況（投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報などを把握・管理し、適時・適切に開示するための業務執行の仕組み等）について、図表を用いるなどしてわかりやすく記載してください。

なお、会社情報の適時開示に係る社内体制については、宣誓書の提出より短期間で見直しされることが望ましいため、適時開示体制概要書のみの差し替えもできることとしています。

（2）提出時期

該当後速やかに（概ね2週間以内に）

（3）提出方法

郵送等による提出（自主規制グループ 上場監理担当宛にご送付ください。）
ご来所いただいての提出

いずれかの提出方法によりご提出をお願いいたします。

なお、ご提出いただいた「確認書」及び「宣誓書」は、当取引所のホームページにおいて縦覧いたします。

以 上